

きらっと元気教室実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐世保市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日施行）第3条第1号口〔iii〕に規定するきらっと元気教室の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発第0609001号）別紙地域支援事業実施要綱の例による。

(実施の委託)

第3条 市は、きらっと元気教室（以下「教室」という。）の事業を第1号通所介護事業所等に委託して実施する。

(事業の一般原則)

第4条 教室の事業を行う事業者（以下「事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、教室の事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の総合事業実施事業者（総合事業を行う者をいう。）又は介護予防サービス事業者（介護予防サービス事業を行う者をいう。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(教室の目的及び内容)

第5条 教室は、利用者等に対し、その心身の状況、置かれている環境等に応じて、通所の方法により、3か月から6か月までの期間に、保健・医療の専門職が、運動機能向上及び口腔機能向上プログラム及び認知症予防プログラムを実施することによって、要介護状態等の軽減又は悪化防止及び地域における自立した日常生活の支援を行うことを目的として行わなければならない。

2 教室は、利用者に対し、その心身の状況、置かれている環境等に応じたサービスを提供するとともに、セルフケア（自分で自己の健康管理を行うことをいう。以下同じ。）に向けた動機付け及び学習を行うことによって、利用者が、サービス終了後においても、地域活動において継続的に生活機能を維持

していくことを目指して行わなければならない。

(従事者)

第6条 教室は、保健・医療の専門職（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び健康運動指導士）を中心に経験ある介護職員等が協働して実施しなければならない。

2 事業者は、利用者10名につき1名の従事者を配置するものとする。

(管理者)

第7条 事業者は教室のサービスを行う事業所（以下「事業所」という。）ごとに、管理者を置かなければならない。

2 管理者は、前条に規定する従事者との兼務はできない。

(利用定員)

第8条 教室のサービスの利用定員は、1開催あたり20名までとする。

(サービス提供期間)

第9条 教室のサービス提供期間は、原則として3か月を1クールとする。ただし、介護予防ケアマネジメントにより必要と認められる場合は、継続して2クール目まで延長できる。

2 同一の利用者に係る教室の利用は、原則として1年度において1クールに限るものとする。

(提供回数の限度)

第10条 同一の利用者に係る教室のサービスの提供は、週1回を限度とする。

(設備及び備品等)

第11条 事業所には、教室のサービスを提供する場所を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに教室のサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の教室のサービスを提供する場所の面積は、おおむね3平方メートルに利用定員の数を乗じて得た面積以上としなければならない。

(内容及び手続の説明並びに同意)

第12条 事業者は、教室のサービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第18条に規定する運営規程の概要、従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について同意を得なければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 事業者は、教室のサービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携、当該地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第14条 事業者は、教室のサービスの提供に当たっては、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 事業者は、教室のサービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターに対する情報の提供に努めなければならない。

(介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに沿ったサービス提供)

第15条 事業者は、介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランが作成されている場合は、当該介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに沿った教室のサービスを提供しなければならない。

(サービス提供の記録)

第16条 事業者は、教室のサービスを提供した際には、当該サービスを提供了した日及びその内容その他必要な事項を、介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアプラン又はこれらに準ずる書面に記載しなければならない。

2 事業者は、教室のサービスを提供した際には、当該提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、当該利用者に対し、その情報を提供しなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 教室の従事者は、現に教室のサービスの提供を行っている利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡その他必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は教室のサービスの提供に際し、緊急時に対応することができる体制を確保するため、安全管理マニュアルを整備するとともに、必要に応じ、当該安全管理マニュアルの改正を行わなければならない。

3 前項の安全管理マニュアルは、緊急時における手順を定めるものとする。
(運営規程)

第18条 事業者は、事業所ごとに、次に掲げる教室の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 教室の目的及び運営の方針
- (2) 従事者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 教室の利用定員
- (5) 教室のサービスの内容
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害に関する対策
- (10) 前各号に掲げるもののほか、教室の運営に関する重要な事項
(非常災害対策)

第19条 事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立てるとともに非常災害時における関係機関への通報及び関係機関との連携の体制を整備し、従事者に対し、定期的に、これらの事項について周知しなければならない。

2 事業者は、定期的に、非常災害時における避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。
(衛生管理等)

第20条 事業者は、教室の従事者の清潔の保持及び健康の状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 事業者は、利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(秘密保持等)

第21条 教室の従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、当該事業所の従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。

(苦情処理)

第22条 事業者は、提供した教室のサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、提供した教室のサービスに係る利用者からの苦情に関し、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 事業者は、市からの求めがあった場合には、市に対し、前項の改善内容を報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第23条 事業者は、利用者に対する教室のサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する教室のサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに、その損害を賠償しなければならない。

(記録の整備)

第24条 事業者は、従事者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。

2 事業者は、利用者に対する教室のサービスの提供に関する次に掲げる記録

を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 利用者に対する支援の内容等について、利用者ごとに作成した個別支援
計画書
- (2) 第 16 条第 2 項に規定する具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第 22 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 前条第 2 項に規定する事故の状況及び当該事故に際して対応した記録
(改善状況等の報告)

第 25 条 事業者は、市長が定めるところにより、教室のサービスの提供による利用者的心身の改善の状況その他の事業の提供の成果について報告しなければならない。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の供与)

第 26 条 事業者は、教室の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の 1 か月前までに、次に掲げる事項を市長に届けなければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に教室のサービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前 1 か月以内に教室のサービスの提供を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き教室のサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、地域包括支援センター、他の事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(補則)

第 27 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。